5.57
海上移動業務による14―19.95kHz、20.05―70kHz、70―90kHz（第一地域では72―84kHz及び86―90kHz）の周波数帯の使用は、無線電信海岸局に限る（種別Ａ１Ａ及びＦ１Ｂ電波の発射に限る。）。ただし、この周波数帯において種別Ａ１Ａ又はＦ１Ｂ電波の発射に通常使用される必要周波数帯幅を超えない場合、種別Ｊ２Ｂ又はＪ７Ｂ電波の発射が許される。
5.58
付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、グルジア、カザフスタン、キルギス、ロシア、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、67―70kHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。
5.59
業務の種類の地域差：バングラデシュ及びパキスタンでは、固定業務及び海上移動業務に対する70―72kHz及び84―86kHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第5.33号参照）。
5.60
70―90kHz（第一地域では70―86kHz）及び110―130kHz（第一地域では112―130kHz）の周波数帯においては、パルス方式の無線航行業務は、これらの周波数帯に分配された他の業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、使用することができる。
5.61
第二地域では、70―90kHz及び110―130kHzの周波数帯における海上無線航行業務の局の設置及び運用は、無線通信規則第9.21号に定める手続に従い、この表に従って運用する業務が影響を受けるおそれがある主管庁の同意を得ることを条件とする。ただし、固定業務、海上移動業務及び無線標定業務の局は、この同意に基づいて設置した海上無線航行業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。
5.62
90―110kHzの周波数帯で無線航行業務の局を運用する主管庁は、この局が行う業務が有害な混信を受けないように技術上及び運用上の特性を調整することを要請される。
5.63（未使用）
5.64
90―160kHz（第一地域では90―148.5kHz）の間で固定業務に分配された周波数帯における固定業務の局及び110―160kHz（第一地域では110―148.5kHz）の間で海上移動業務に分配された周波数帯における海上移動業務の局については、種別Ａ１Ａ、Ｆ１Ｂ、Ａ２Ｃ、Ａ３Ｃ、Ｆ１Ｃ又はＦ３Ｃ電波の発射のみが許される。ただし、海上移動業務の局については、110―160kHz（第一地域では110―148.5kHz）の間の周波数帯で種別Ｊ２Ｂ又はＪ７Ｂ電波の発射も許される。
5.65
業務の種類の地域差：バングラデシュでは、固定業務及び海上移動業務による112―117.6kHz及び126―129kHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第5.33号参照）。
5.66
業務の種類の地域差：ドイツでは、固定業務及び海上移動業務による115―117.6kHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第5.33号参照）。また、無線航行業務によるこの周波数帯の分配は、二次的基礎とする（無線通信規則第5.32号参照）。
5.67
付加分配：モンゴル、キルギス及びトルクメニスタンでは、130―148.5kHzの周波数帯は、二次的基礎で無線航行業務にも分配する。この業務は、これらの国の領域内及び相互の間では、運用上同等の権利を有する。
5.67A
135.7―137.8kHzの周波数帯を使用するアマチュア業務の局は、等価等方輻射電力が１Ｗを超えることなく、無線通信規則第5.67号に掲げる国で運用されている無線航行業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。
5.67B
アルジェリア、エジプト、イラン、イラク、レバノン、シリア、スーダン、南スーダン及びチュニジアにおける135.7―137.8kHzの周波数帯の使用は、固定業務及び海上移動業務に限られるものとする。上記の国において、アマチュア業務は、135.7―137.8kHzの周波数帯では使用しないこととし、このことは、そうした使用を承認している国において考慮されるべきものとする。
5.68
代替分配：アンゴラ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国及び南アフリカ共和国では、160―200kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務に分配する。
5.69
付加分配：ソマリアでは、200―255kHzの周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。
5.70
代替分配：アンゴラ、ボツワナ、ブルンジ、中央アフリカ、コンゴ共和国、エチオピア、ケニア、レソト、マダガスカル、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、オマーン、コンゴ民主共和国、南アフリカ共和国、スワジランド、タンザニア、チャド、ザンビア及びジンバブエでは、200―283.5kHzの周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務に分配する。
5.71
代替分配：チュニジアでは、255―283.5kHzの周波数帯は、一次的基礎で放送業務に分配する。
5.72（未使用）
5.73
海上無線航行業務による285―325kHz（第一地域では283.5―325kHz）の周波数帯は、無線航行業務の無線標識局に有害な混信を生じさせないことを条件として、狭帯域方式を使用した補足的な航行情報の送信に使用できる。
5.74
追加分配：第一地域では、285.3―285.7kHzの周波数帯は、一次的基礎で無線標識以外の海上無線航行業務にも分配する。
5.75
業務の種類の地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、グルジア、モルドバ、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ及びルーマニアの黒海地方では、海上無線航行業務による315―325kHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とし、バルト海地方では、この周波数帯において海上無線航行業務又は航空無線航行業務の新設局に周波数を割り当てる場合には、関係主管庁間で事前に協議を行うことを条件とする。
5.76
410kHzの周波数は、海上無線航行業務の無線方向探知に指定する。405―415kHzの周波数帯が分配されたその他の無線航行業務は、406.5―413.5kHzの周波数帯の無線方向探知に有害な混信を生じさせてはならない。
5.77
業務の種類の地域差：オーストラリア、中華人民共和国、第三地域のフランス海外県、大韓民国、インド、イラン、日本、パキスタン、パプアニューギニア及びスリランカでは、415―495kHzの周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、カザフスタン、ラトビア、ウズベキスタン及びキルギスでは、435―495kHzの周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。前述の全ての国における主管庁は、435―495kHzの周波数帯の航空無線航行業務の局が、世界的基礎で船舶局のために計画された周波数において、船舶局からの海岸局の受信に対して混信を生じさせないことを明確にするための実行可能な全ての必要な措置を執らなければならない。